

令和 8 年 4 月 22 日  
生活文化政策部  
文化・国際課

## 世田谷区立世田谷美術館の指定管理者候補者の選定について

### 1 主旨

世田谷区立世田谷美術館の指定期間が令和 9 年 3 月で終了することから、令和 7 年 3 月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立世田谷美術館条例（以下「条例」という。）に基づき、令和 9 年 4 月からの指定管理者の候補者を選定する。

### 2 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 世田谷区立世田谷美術館（世田谷区砧公園 1 番 2 号）
- (2) 世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館（世田谷区弦巻二丁目 5 番 1 号）
- (3) 世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー（世田谷区成城二丁目 2 番 1 7 号）
- (4) 世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館（世田谷区奥沢五丁目 3 8 番 1 3 号）

### 3 指定期間

5 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 4 年 3 月 3 1 日）

### 4 選定体制

#### (1) 選定委員会の設置

世田谷区文化施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会で審議のうえ、選定する。

#### (2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。構成は、学識経験者を含む外部委員 4 名と、区職員 3 名とする。（別紙参照）

### 5 現在の指定管理の状況等

#### (1) 指定期間と指定管理者

5 年間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）  
公益財団法人せたがや文化財団

#### (2) 選定委員会による評価

選定委員会において現指定管理者の評価を行った。

選定委員会では、表に記載のとおり、施設の維持管理が適正に実施され、良好な収蔵品の管理や、質の高い収蔵品展の実施によって毎年の良質な作品寄贈に結び付いており、また幅広い世代に向けた企画展や地域に根差した教育普及事業などの自主事業を多彩に実施する等、概ね良好に運営されているとの評価を得られた。良好な状態での作品の整理・保管を引き続き徹底するとともに、デジタル公開等のさらなる作品活用を求める意見があった。

#### 【選定委員会による評価】

評価分類	評価結果説明
<b>【個別評価】</b>	
1 施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕様書等に従い、設備の保守管理や衛生管理など、適正な維持管理を行っている。</li> <li>○設備の不具合・故障等が見つかった場合、利用者への安全を考慮し早急に対応するとともに、区へ報告するなど適切に対応している。</li> <li>○施設や設備の老朽化による不具合等については、継続して関係者等と連携し、随時適切な修繕及び改修を進めている。</li> </ul>
2 施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他に類を見ない豊富な収蔵品を良好な状態で整理・保管し、質の高い収蔵品展を実施している。こうした取組みによる高い信頼性から、毎年、良質な作品寄贈に結び付いている。</li> <li>○幅広い世代に向け、企画展をはじめとした多彩な自主事業を実施するとともに、美術講座「美術大学」や区内小中学生を対象にした「美術鑑賞教室」などにより、地域に根差した美術館活動を実施している。</li> <li>○インターンによる出張授業を実施し、将来の美術教育を担う人材育成及び、地域の学校教育とのさらなる連携に取り組んでいる。</li> </ul>
3 事故や緊急時等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世田谷美術館災害対策本部組織に基づいた事案別マニュアルを作成し、事件事故発生時の体制の構築がなされている。また、屋内外での訓練を実施するなど、危機管理に継続して取り組んでいる。</li> </ul>
4 サービス向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャッシュレスの導入や受付窓口の拡張など、利用者の利便性向上に取り組んでいる。</li> <li>○利用者アンケート等による意見・要望に細やかに対応し、サービス水準の維持・向上に取り組んでいる。</li> <li>○広報紙、公式 SNS 等を利用しタイムリーに情報発信を行っている。</li> </ul>
5 収支状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的・効率的な予算執行、及び金銭管理が適正に行われている。</li> </ul>
6 改善の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>区の点検や評価による指導や調整内容等について、適切な改善がなされており、評価できる。</li> </ul>
<b>【総合評価】</b>	
<p>当該施設に関する区の方針を理解し、公益財団法人せたがや文化財団がもつノウハウを活かした、安定した事業展開と施設管理がなされ指定管理の効果が得られている。</p> <p>多彩な企画展の実施や、幅広い世代への教育普及事業に取組み、豊かな地域文化の創造に努めている。また、毎年、数百点の美術作品が寄贈され、これまでの収蔵品を補完する貴重な作品を多く収集することができている。良好な状態での作品の整理・保管を徹底するとともに、デジタ</p>	

ル公開を含めたさらなる作品の活用を期待する。

**【実績評価の反映】**

実績評価の反映として、年度評価3年間分（令和4年度から令和6年度）の配点数に対する合計点数の割合が82.4%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は5%分を加点する方向とし、最終的には年度評価4年間分（令和4年度から令和7年度）の結果を踏まえて加点を決定する。

## 6 指定管理者制度導入の理由

世田谷美術館では、事業者による施設の適切な管理運営に加え、収蔵品を適切な状態で保管するとともに、美術の専門知識を持つ学芸員による長期かつ継続的な収蔵品の調査研究に基づき、収蔵品を有効的に活用した質の高い展示事業が求められている。

また、区民ニーズに合った企画展や地域密着型事業などの自主事業を多彩に実施するなど、収蔵品の管理等の指定管理事業と自主事業を有効に連動させながら、一層のサービスの向上が期待できることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

本年2月25日に開催された第1回選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果が良好であったことに加え、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて了承された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

**【候補者名】**

公益財団法人せたがや文化財団

**【世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによる特別な事情】**

- ①「(イ) 区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する理由

世田谷美術館では、世田谷区教育委員会との連携による「美術鑑賞教室」など、ボランティアや大学のインターン生との協働による教育普及事業の実施に取り組み、区民の地域交流活動の促進・活性化を図っており、今後も施設の設置目的達成のため、継続的に事業を実施していく必要がある。

- ②「(ウ)「区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する理由

「世田谷区第4期文化・芸術振興計画（令和6年3月策定）」（以下、「4期計画」）の推進にあたっては、各文化施設での事業展開が不可欠である。選定対象施設の指定管理者は、施設の設置目的や区民ニーズを踏まえた質の高い文化・芸術事業に加え、施設に留まらず区内各所で区民が文化・芸術に触れ、楽しめる音楽事業など、

区の文化・芸術施策と緊密に連携した取組みを行っている。

せたがや文化財団は、第4期計画における施策推進の牽引役として位置付けられており、高い専門性と蓄積された事業展開のノウハウを活かし、区の文化・芸術施策の展開にあたり、連携・協働しながら取り組んできた実績がある。今後も、区の文化・芸術施策の中核的な役割を担うことを期待している。

世田谷美術館は、区の貴重な文化資源である美術品等を多数収蔵しており、当該施設の指定管理者は作品の特徴や状態を熟知した上で、作品を適切な状態で管理することが求められ、長期的かつ継続的な調査研究に基づく知識と高度なノウハウが不可欠である。

## (2) 選定基準

条例第17条第3項で定める以下の基準に基づく。

- ① 美術館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ② 美術館の効用を最大限に発揮させることができること。
- ③ 美術館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

## 8 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月～ 選定期間

9月 区民生活常任委員会報告（選定結果）  
第3回区議会定例会

令和9年4月 次期指定管理者による管理開始

別紙

## 令和7年度世田谷区文化施設指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	飯島 祥夫	三軒茶屋銀座商店街振興組合 理事長
	伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授 第4期文化・芸術振興計画 検討委員長
	木全 義男	公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー
区委員	玉野 宏一	教育委員会 教育政策・生涯学習部長
	羽川 隆太	玉川総合支所長
	渡邊 謙吉	生活文化政策部長

## 令和8年度世田谷区文化施設指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	飯島 祥夫	三軒茶屋銀座商店街振興組合 理事長
	伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授 第4期文化・芸術振興計画 検討委員長
	木全 義男	公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー
区委員	菅井 英樹	教育委員会 教育政策・生涯学習部長
	羽川 隆太	玉川総合支所長
	中西 成之	生活文化政策部長